

資料

ロバート・フォン・モール『代議的君主制における大臣責任論』(二)

——法律的、政治的及び歴史的研究——

佐藤立夫
池村好道
妹尾雅夫

目次

第一章 被弾劾者

第一節 大臣概念の定義

第二節 複数の大臣の共同的弾劾

第三節 辞職後の責任の継続

第四節 閣僚以外の共犯者

第二章 事犯

第一節 弾劾に相当する事例の客観的決定

第一款 一般原則

第二款 責任が特定の大臣にのみ及ぶ場合

第二節 主観的可罰性

第一款 故意、過失、錯誤

第二款 緊急事態による免責

第三款 議会の関与を伴う違憲行為

第四款 君主の退位を招く君主の行為

第三章 訴追機関

第一節 弾劾権の限定の必要性

第二節 訴追機関

第一款 特別な監察官制度

第二款 議會

第三節 訴追機関の弾劾権の行使

第四節 訴追機関の弾劾権の不行使

第四章 裁判機関

第一節 裁判機関の一般的要件

第二節 裁判制度の個別的検討

第一款 通常裁判所

一 陪審を欠いた通常裁判所

二 陪審を加えた通常裁判所

第二款 上院 (Oberhaus)

一 貴族院 (Pairskammer)

二 公選制上院 (Wahlsenat)

第三款 国事裁判所

一 総説

二 政治的要素をもった裁判官を基礎とし、これに通

常裁判官を加えた国事裁判所

三 通常裁判官を基礎とし、これに政治的要素をもつ

た裁判官を加えた国事裁判所

四 単独裁判官 (Einzel Richter)

五 特定数の選任された市民からなる国事裁判所

第四款 結論

あとがき

第一章 被弾劾者

第一節 大臣概念の定義

大臣責任制の在立理由は、第一に、国家権力による憲法違反に対して、市民を保護すること、第二に、君主制の下での国家元首の人格の不可侵性にある。このことより、如何なる顯官が、大臣弾劾の対象たりうるか、が導かれる。即ち、君主の下で、国家権力の独立的所掌事務を管理している総ての顯官が、それに相当する。

一、国事裁判所の管轄権は、公職者を対象とする。国事裁判所は、統治権力の濫用に対してのみ管轄権を有し、統治権力に関与しない者は、弾劾の対象たりえない。統治に関与しない者の違憲行為については、通常裁判所が管轄権を有し、叛逆罪等の刑罰を科す。

現在の代議制国家に於いては、制度上若しくは慣習上、名譽職としての宮内官吏は、国務に関与しないが故に、大臣弾劾制度上、私人と看做される。教会役員も、任意的かつ私的組織であるため、国事裁判所に於ける弾劾の対象たりえない。

二、国務の態様の如何を問わず、頭官のみならず、軍の最高指揮官も、違憲行為につき国事裁判所の裁判権に服する。君主の軍令に基づき行動したという事情は、免責事由たりえない。服従義務を負う軍が、違憲であると思料する軍令に如何なる程度に服従義務を負うかということは、非常に困難な問題である。

三、国事裁判所の裁判権に際して、官名は問わない。即ち、国事裁判所の管轄権が発動するためには、行政各部の長たる公務員が大臣という官名を有する必要がある。他方、下級公務員、若しくは統治権力を有しない大臣は、国事裁判所に服することはない。

四、弾劾に際して、在職期間は考慮されない。したがって、職務の臨時代理者も、職務執行期間中、当該職務につきその責に任じる。その際、当該職務について、被代理者に対しても、責任が及ぶ。

第二節 複数の大臣の共同的弾劾

しばしば、複数の大臣の行為が弾劾に該当する場合がある。かかる共同的責任の発生の態様は、時に必然的であり、又、時に偶発的である。最高行政官庁が、当該行為を合議により、審議、議決する場合には、共同的責任は必然的に生じる。

第一に、このことは、政党の自由な発展を許容し、内閣制度

を有する大国家に生じる。

第二に、近代的内閣制度を形成するに至っていないドイツの各邦のような小国家に於いても、合議による議決は存するが、唯、この場合の議決の対象は、政治制度を決定するような議決ではなく、通常の行政措置にすぎない。

これに対して、当該処分が、行政組織上、複数の大臣の共管事項である場合に、偶発的共同責任が生じる。

一、複数の大臣が、共同で議決した事項を、各大臣が自己の省に於いて執行した場合、各大臣の責任及び刑罰は同一にして、損害賠償についても共同責任が生じる。一人の大臣が議決事項を、弾劾提起の時点で執行するに至っていない場合にも、減刑事由に該当しない。

蓋し、副署により既に共犯者としての責任が発生しているからである。

二、全閣僚による議決事項が、専ら所管大臣によってのみ執行される場合、当該大臣のみならず、その他の大臣も弾劾を免れることはできない。

三、閣議に於いて、大臣が議決案件について反対の意思表示はしたが、最終的に副署した場合には、反対の意思を表明したことを以て弾劾を免れることはできない。当該大臣には違法性の認識が存し、かつ副署したということは科罰の根拠たりうる。

第三節 辭職後の責任の継続

若干の憲法は、大臣が職權濫用の後、その職を辞しても、国事裁判所の審査を免れることはできないと、明示的に規定し(ザクセン憲法草案一五一条)、他の法律は辭職後、一定期間中、国事裁判所の裁判權が及ぶと規定している(一八二〇年のバーデン法律五条。本条によれば、辭職後の大臣に対する国事裁判所の裁判權は、当該事件直後に召集された議會の会期中継続する)。かかる明示的規定を欠く場合に、辭職後の大臣にも国事裁判所の裁判權を及ぼすことは、制度全体の趣旨からして妥当であろう。在任中の大臣の彈劾に際しては、通常裁判所裁判官の独立性、公平性は損われやすいという理由に基づいて、多くの立憲主義諸國家の憲法は、特別な政治的司法的国事裁判所を設置するに至ったのであるが、かかる理由は、自発的に辭職した大臣の彈劾に際しては考慮される必要はない。

通常裁判所により輕罪とされ、あるいは君主によって免訴とされた大臣が、再入閣した場合、議會が既決事項として取り扱わない場合、弊害は一層増大するであろう。国事裁判所は、如何なる場合といえども違憲行為を審理せねばならない。辭職が如何なる理由に基づくものであれ、事情は異ならない。

辭職後の大臣に対する彈劾の例としては、フランスに於け

るシャルル一〇世の大臣に対する彈劾事件、イギリスに於いては、ダンビー、ヘステイング、メルヴィル卿に対する彈劾事件などが存する。

第四節 閣僚以外の共犯者

彈劾された大臣が、閣僚以外の共犯者を有する場合、共犯者が全く官吏でない場合と、当該大臣の下級官吏にして、大臣の職務命令に基づいて当該行為に関与した場合とが存する。この場合に、かかる共犯者も彈劾、科罰さるべきか否かが問題となるが、この解決に際して、法的觀點と立法政策的觀點とが識別されねばならない。

法的觀點に立つ場合、法律に別段の定めがない限り、裁判權をかくように拡張することは、一般法原則に合致しない。かかる一般命題が、国事裁判所の本質と全く相容れない場合にのみ、例外が許容されよう。

国事裁判所を設置する理由の一つは、被彈劾者の特殊な地位にあるが、この場合の共犯者にはそれが存せず、又、管轄權を異にする審理の重複及び判決の相違が生じて、絶対的障害とはなりえないため、一般原則からの逸脱を正当化する理由は存しない。

したがって、明示的に反対の定めのない限り、閣僚以外

の共犯者は国事裁判所に証人として出頭あるいは召喚せしめられる場合を除いて、国事裁判所に於いて審理されることはない。

立法政策的観点に立つ場合、閣僚以外の共犯者を国事裁判所に於いて審理することが妥当か否かの観点より、検討されねばならない。

この問題を肯定する論拠としては、

第一に、同一行為が異なる裁判所及び手続によって審理、判断されること、

第二に、同一人物が、一方では被弾劾者となり、他方では証人であること、

第三に、相異なる判決により、正義に対する信頼が動揺せしめられること、

これらの事情は、如何なる場合でも実質的不利益を招く、という理由に基づく。

これに対する反論は、以下の理由によりいずれも支持しがた

い。

第一は、大臣弾劾は、通常の刑事事件ではなく、政治的要素を包含しているという反論である。この指摘は正当であるとしても、それにより、閣僚以外の共犯者が大臣弾劾に連座せしめらるべきでない、という見解は導きだされない。むしろ、かか

る共犯者は、大臣の当該行為に関与した責任を負い、国事裁判所により審理されることが、公益にとっても妥当である。

議会は、閣僚以外を訴追しえない、という第二の反論は明きらかに不当である。法律がそのための権限を賦与することにより、議会は訴追機関たりうる。議会が、かかる立法に基づき訴追機関として活動することによってのみ、憲法擁護義務を履行しうる場合には、特にそうである。

第三の反論として、大臣の下の公文書の閲覧は、総ての被弾劾者、弁護士に対して許されていない、とする主張は妥当ではない。大臣弾劾に重要であると判断された場合には、かかる公文書についても審理されねばならず、極秘事項は非常に稀有である。しかし、現実にかかる極秘事項が存する場合には、議会は憲法擁護との比較衡量を行なったうえで、ある場合には弾劾を差し控え、又、ある場合にはこの極秘事項を公表しなければならぬ。

一八二二年及び一八三四年のフランス政府法案は、貴族院の裁判権を閣僚以外の共犯者にも及ぼすことを提案している。ドイツ憲法は、かかる事項を規定していない。

第二章 事 犯

第一節 弾劾に相当する事例の客観的決定

第一款 一般原則

大臣責任制は、国家権力の濫用に対する憲法擁護を、その主要任務とすることからして、如何なる行為が国事裁判所の弾劾の対象たりうるかは明瞭である。即ち、大臣による憲法違反行為である。

仔細に検討する場合、特に重要な問題は、憲法違反を個別的に列举すべきか、あるいは概括的に規定すべきか、ということである。

第一に、大臣弾劾のために、特別な裁判管轄権が規定され、例外的事項はでき得る限り明確化される必要から、個別的列举が妥当である。

第二に、個別的列举なくしては、刑罰の確定が不可能であるとする理由も挙げられる。

これに対して、一般原則の定立により、国事裁判所の裁判権の範囲は、一般原則からの推論により、総ての場合に明確に確定されるという反論が為される。

元来、刑の確定は、裁判官の裁量に委ねられている場合が多

い。これに加えて、大臣による憲法違反行為を総て列举することは、非常に困難であり、不完全な列举は却って刑の遺漏あるいは不適切な裁判所による非合目的な手続を招く虞無しとしない。

それ故、概括的規定を定めることが適切である。

以下に一般原則を検討する。

一、大臣による違憲行為の総てが弾劾の対象となるのか、あるいは刑法典に規定されている行為のみが弾劾の対象となるのか。

後者の立場を肯定する場合には、それ以外の行為に対しては、議会による君主への訴願が為されるにすぎない。

罪刑法定主義が後者の立場を採るが、国事裁判所裁判官に選任された裁判官は、一定の科罰権を有し、その範囲で裁量を行使しうること、又、各種違憲行為について、異なる扱いが為さるべきでないことより、総ての違憲行為は、国事裁判所の弾劾権に服する。

二、一とは反対に、刑法典に規定されている犯罪に相当する憲法違反は、国事裁判所ではなく、通常裁判所が管轄権を有すべきか否か、という問題である。

人身の自由の侵害が、憲法及び刑法の双方によって禁じられている如く、一つの行為が異なる二種の法規の犯罪構成要件に

該当する場合が存する。

この問題に関しては、

第一に、憲法規定自体が厳格に保障されねばならないこと、

第二に、大臣による憲法違反に対して市民を保護する最も確実な方途は、大臣に対する国法上の弾劾及びそのための手続方式であるということ、

第三に、憲法上の手続と一般法律上の手続とが競合する場合には、前者が優先すること、

以上の理由より、通常裁判所に係属しうる事件といえども、憲法上の国事裁判所の審理に関する規定の適用を排除するものではない。

三、違憲行為と大臣の関係が問題となる。

第一に、職務行為のみが弾劾の対象となるのか、あるいは私的行為も弾劾の対象たりうるかという問題である。

第二に、自らの行為のみが弾劾の対象たりうるか、あるいは第三者の行為の黙過も弾劾の対象たりうるかという問題である。

第一の問題については、私的行為の場合に、大臣は職務上の地位に基づいて職務権限を行使しているのではないため、国事裁判所の裁判権は一般私人には及ばない、とする理論がこの場合に妥当するかの如く思われる。

しかし、第一に、特定の行為が職務に該当するかどうかの識別の困難性、

第二に、国事裁判所を設置した主たる根拠、即ち、政治的判断の必要性、行為の重大性及び大臣の地位の独立性、などの理由により、大臣の私的行為についても、職務行為同様、弾劾の対象となる。

第二の問題については、国家元首の命令に大臣が副署した場合は、弾劾の対象たりうるが、職務義務に違背して第三者に為さしめた行為も弾劾の対象となる。

大臣の同意なくして下級官吏の為した総ての行為に対して、大臣に責任を負わしめることは不合理であるが故に、かかる場合には下級官吏の刑事責任が生じるとどまる。

下級官吏による違憲行為を黙過したことについて、大臣に責任が生じるのは以下の場合である。

(イ) 大臣が当該行為について職務の内外を問わず知りえたにもかかわらず、適切な措置を講じなかった場合。

大臣は、かかる情報を職務上、入手したのではないという理由を以て、免責事由とすることはできない。

(ロ) 大臣が、下級官吏の当該行為について、全く知り得ず、唯、この不知が監督義務の懈怠及び違法な不作为に基づく場合。

大臣が、第三者に憲法違反を為さしめ、不知を以て免責事由

たらしめることを排除するために、かかる原則が維持される。
四、国事裁判は、憲法全体に対する侵害か、あるいは個々の重要でない憲法規定の侵害についても為されるのかという問題である。

政府と市民との間の総ての紛争に、大臣弾劾という究極的手段を適用することは、無用な刺激を生ぜしめ、大臣弾劾の輕視を惹起しうるが故に、重要でない憲法規定違反については回避することが妥当ではあるが、国事裁判所の裁判権を、憲法全体に対する侵害のみに限定することも、非常に非合目的々である。

特定の行為が、個々の憲法規定の侵害であるのか、憲法全体に対する侵害であるのか、ということには疑義が生じる。憲法の優越性と意義は、市民の権利の保護及びこの目的のための制度を維持することにより始めて保障されるのであるから、憲法擁護のための国事裁判所の裁判権は、個々の憲法規定の侵害に及ぶ。

五、大臣弾劾は、大臣による憲法違反をその対象とするのであるが、その場合の憲法とは成文憲法のみならず不文憲法(イギリス憲法の如し)をも包摂する。

憲法の本質的構成要素と看做されうる法律に対する違反も、弾劾の対象となる。かかる観点から、従来論じられてきた、大

臣は予算法律の違反について弾劾されるか否か、という問題が解決される。

国費に対する議會の承認は、議會の重要な権限の一つであり、憲法の本質的構成要素を成すが故に、予算法律の違反は、議會の憲法上の権限の侵害となり、弾劾の対象となる。

かかる見解に対しては、不可避免的に生じうる総ての予算法律違反に対して、国事裁判権を發動する場合、過重負担により国事裁判制度の運営が危機に瀕するが故に、大臣の民事責任を以て足りる、という見解がある。

しかし、大臣弾劾の場合、総ての予算法律の違反について、責任が生じるわけではなく、正当化されない違反のみが国事裁判所の弾劾事由となる。したがって、議會が、国家の存立上やむを得ざる予算法律違反について大臣を弾劾した場合には、却下を免れない。

六、国事裁判は、憲法以外の総ての法律の違反にまで及ぶか否か。

国事裁判所の管轄権は、憲法違反に限定し法律違反は除くことが妥当である。多くの諸国家も、實際そのように定めている。

その理由として、

第一に、政治的観点の必要性に基づいて国事裁判所が設置され

たのであるが、法律違反の場合には政治的観点は存せず、したがって、平等原則が貫徹されねばならないこと、

第二に、総ての法律違反が国事裁判所の弾劾の対象となる場合、濫訴の弊を招き、国事裁判所の威信が低下すること、第三に、憲法違反と法律違反を共に国事裁判所で扱うことにより、憲法の威信が損われること、である。

勿論、大臣による法律違反に対しては、通常裁判所への出訴の途が残されている。

七、国事裁判は、国家一般の利益であれ、個々の市民の利益であれ、憲法規定に基づかない単なる利益の侵害はその対象としない。

このことは、法の認識に対して、利益の客観的認識が容易ではないという理由に基づく。

八、憲法の積極的侵害のみならず、不作為も国事裁判の対象たりうる。

明文の定めが存しない場合といえども、憲法上、要請される行為についての不作為は、国事裁判所の弾劾の対象となる。たとえば、憲法が議会の選挙期日を明示的に規定せず、任期を六年と定めている場合、内務大臣は議員の任期満了前に総選挙の執行を命じなければ、弾劾を免れない。

当該行為につき、期間の定めの有無によって識別して考察さ

れねばならない。

法定期間内に当該行為を行なわなかった場合、当然、責任が生じ、法律的、事実的不能のみが免責事由たりうる。期間の定めのない場合、当該行為が、憲法上、重要な行為である場合にのみ、その不作為が弾劾事由たりうる。

他の職務の遂行を理由とする当該行為の不作為は、他の職務が当該行為より重要である事が立証された場合にのみ、免責事由となる。

大臣が職務執行を他の行政庁に委任し、当該行政庁がその職務を執行しなかった場合には、大臣に責任は生じない。

法定期間の定めのない場合、不作為を理由とする大臣弾劾を提起するために、議会が政府に対して、当該行為の執行を要請したことが要件か否か。

大臣の不作為を弾劾するためには、大臣が当該行為の執行の必要性を認識することが前提であるが故に、不知が重過失に基づかない限り、免責事由たりうる。

九、議会以外の如何なる機関が、憲法違反について、弾劾権を有することが妥当か。

政府は、職権濫用の大臣を罷免し得るが故に、かかる弾劾権は不必要に思われるが、憲法擁護をその任とする機関は、憲法違反に対するあらゆる措置を講ずることが可能でなければなら

ない。このことは、政府と市民との利益が共通し、前者に対する権利侵害が後者に対しても不利益を及ぼす場合に、特に必然的である。それゆえ、かかる弾劾のための権限は、政府にも帰属しなければならない。

十、既遂行為のみならず、未遂行為も弾劾の対象たりうる。

このことは、一般刑法原則に合致するのみならず、この種の重要かつ危険な行為は、既に執行されてしまった場合には、刑罰を適用しえなくなる場合が存するからである。

十一、一般の刑法原則同様違法行為のみならず、教唆も弾劾事由たりうる。

十二、自国の憲法に対してではなく、他国の制度に対して為された行為は、国事裁判所の裁判権の対象たりえない。

他国に対して為された行為について刑罰が適用される場合には、通常裁判所が管轄権を有する。

第二款 責任が特定の大臣のみ及ぶ場合

第一款で述べてきた一般原則は、職務範囲の如何にかかわらず、総ての大臣に等しく妥当するが、各省の特殊性に応じて、かかる一般原則の適用は若干異なる。

以下にそれを個別的に取り扱う。

一、法務大臣の場合

法務大臣は、司法権の独立の原則により他の閣僚とは異なる義務を有する。

法務大臣の憲法上の義務は、裁判所に係属中の事件に介入しないことであり、裁判の遅延あるいは拒否が生じないように裁判所を監督し、裁判官の背任、犯罪について所管行政庁に告発しなければならない。

法務大臣は、弁論方式、係属中の事件の終局判決について指揮権を有しないが、かかる行為を行なった場合、裁判官はそれに全く拘束されず、却って法務大臣は弾劾の対象となる。

各国の裁判所規則は、裁判所間の権限争議あるいは重大な訴訟事件等の取り扱いを法務大臣に委ねているが、これらは例外的場合であり、濫用は許されない。

憲法上、国家元首に帰属する恩赦権及び免訴権の行使については、法務大臣が責任を負う。

裁判所の判決が明白に憲法あるいは法律に違反した場合、法務大臣はその効力を否定する権限を有しないが、刑事事件の不当な刑罰に対してのみ、国家元首の恩赦を発動せしめうる。裁判所規則が、裁判所の違憲ないしは違法な手続に関して、政府に一定の措置を講じる権限を与えている場合、法務大臣は適切なる是正措置を講じなかったことが立証された場合には、弾劾を免れない。

二、内務大臣の場合

内務大臣には、本属の所掌事務の外に、選挙、議会の召集及び解散に関する事務を掌理する。但し、解散の如き特に重要な案件については、全閣僚が副署によって連帯責任を負う。

三、大蔵大臣の場合

大蔵大臣は、国家の歳入・歳出の予算案に関して、議会に強い影響力を及ぼすが故に、その責任は特に重要である。

大蔵大臣は、以下の場合に弾劾の対象となる。

(ア) 大蔵大臣が、予算に関する国会承認の原則に違背し、あるいはその手続を経ずに金員を徴収した場合

(イ) 大蔵大臣が、議会によって議決された租税を徴収しない場合

(ウ) 大蔵大臣が、議会によって否決された歳出を行なった場合である。

以上の場合に、形式的には違憲行為ではあるが、重要な正当事由によって免責となる場合がありうるが、その場合は限定的に解釈されねばならない。

四、外務大臣の場合

外務大臣は、政府の名により締結された条約を議会に提出すること、及びその条約と憲法との整合性について、特別な責任を負う。

条約の執行に関する憲法事項の懈怠により生じる不利益について、たとえそれが些細なものであるにせよ、その責任を免れることはできない。

第二節 主観的可罰性

第一款 故意、過失、錯誤

主観的可罰性に関する刑法の総則規定は、国事裁判の場合にも適用される。

以下に国事裁判に固有の事項を検討する。

一、故意が存する場合には、当然、可罰性が存するが、問題は過失の場合にも可罰性が存するか否かである。

多くの国の憲法によれば、故意による憲法違反のみが、国事裁判所の弾劾事由たりうるが故に、弾劾提起のためには違憲行為の意思決定及び違法性の認識の立証が必要である。

かかる規定の存しない国家に於いては、過失による憲法違反も弾劾の対象となる。

二、錯誤は免責事由たりうる。

憲法規定が不明瞭な場合に錯誤が生じうるが、以下の場合には、大臣に責任は生じない。

(ア) 不明瞭な憲法規定が、大臣によって解釈適用され、裁判所がそれを正当な解釈であるとした場合。その際、議会が当該規

定に如何なる意義を賦与したか、ということは関係ない。

(イ) 裁判所が、当該規定は不明瞭であると判断した場合には、大臣は免責となる。

(ウ) 憲法解釈について、裁判所と大臣が意見を異にするが、裁判所が大臣の解釈にも十分な理由が存すると認めた場合には、主観的可罰性は存せず、大臣は免責となる。しかし、判決により当該規定の解釈が確定された後、大臣が同一事件について、再び自己の解釈を適用した場合、弾劾の対象となる。

第二款 緊急事態による免責

大臣が、憲法の執行に際して、事実上の不能及び法的不能を理由に職務の履行が不可能であったことを立証した場合には、如何なる刑罰も科せられることはない。

一、事実上の不能

天災、無政府状態の如き憲法の執行を阻止する総ての事実上の不能を列挙することは不可能であるが、次のような一般命題が定立される。即ち、大臣が、事実上の不能を理由とする免責を主張しうるためには、次の三つの立証を行わなければならない。

第一は、事実上の不能が政府自体の責任で生じたのではないこと、

第二は、それが憲法の執行を阻止しうるに足る範囲と強度を有していたこと、

第三は、大臣が自己の通常的手段を以てしても、事実上の不能状態を除去しえなかったこと、であり、これらのいずれか一つが欠けても、憲法違反の責が問われることとなる。

第一の立証部分に関しては、不能を招く事実と憲法規定との直接的関係及びかかる事実の予見可能性に比例して、過失の程度が決定される。

第二の立証部分に関しては、事実上の不能を個別的に列挙しえず、一般的命題は定立しえないが故に、事実の評価は裁判官の裁量に委ねられる。大臣は不可抗力として、国家元首の命令を免責事由となしえない。国家元首の統治作用に関して、大臣が副署することにより責任を負うとする国法上の原則が、大臣責任制の主要な存在理由であるからである。

第三の立証部分に関しては、大臣は自己の通常的手段によっては、かかる事実上の不能の排除が不可能である、という大臣の疎明は免責事由たりえない。大臣による他の閣僚への協力の要請の有無、憲法上の通常的手段を以てしては、かかる事実上の不能の排除に不十分な場合、特別措置が目的のために適切であったか否か、更にかかる措置が講じられなかった理由が問題となる。

二、法的不能

憲法は国の最高法規であるが故に、憲法の執行を阻止する法的不能の発生は稀である。

国法上、形式的にも実質的にも有効な条約上の義務の履行が憲法規定に抵触する場合が唯一の例である。かかる条約の締結が憲法制定の前後にせよ、事情は異ならない。憲法制定以前の場合には、条約上の義務が憲法に明定されねばならず、憲法制定以後の場合には、有効な条約は、実質的に憲法改正を意味する。

三、憲法規定と両立しえない公益

憲法の存在価値は、憲法は不可侵であるという事実に存し、市民の憲法に対する信頼もその点にある。それ故、憲法規定の価値は、実質的側面より、市民の精神的側面に存する。

しかし、総ての憲法規定はあらゆる公益より重要であり、決して侵害されえないとする命題は、留保を伴わない場合には正当ではない。法の厳格な執行により得られる利益が、それにより損われる公益より小さい場合が存する。社会に不利益を及ぼす如き憲法の厳格な執行は、憲法の威信を高めるものではない。大臣は形式的に違憲行為を行なった場合、憲法の厳格な執行の非合理性を立証することにより、弾劾を免れる。この場合、訴追機関と裁判機関には、公益を理由とする憲法の空洞化を回

避するため、厳格な審理が要請される。以下に一般命題を挙げる。

- (ア) 違憲行為によりもたらされる利益が、個人的な利益である場合、大臣は弾劾を免れることはできない。
- (イ) 違憲行為により得られた利益が公益ではあるが、当該規定の侵害により喪失される利益より重要でない場合には、大臣は弾劾を免れることはできない。
- (ウ) 違憲行為により得られた公益が、当該規定の侵害により喪失される利益より重要ではあるが、それ自体僅少である場合、大臣は有罪を宣告される。

第三款 議会の関与を伴う違憲行為

現在の議会が、以前の議会自体の関与を伴う大臣の行為を違憲とする場合が存する。この場合、大臣は、議会の関与を立証することによって免責たりうるか。

議会の関与には、消極的関与と積極的関与とが存し、前者の場合には、以前の議会が大臣の行為を看過し、弾劾を怠ったというにとどまり、現在の議会は大臣を弾劾することができる。

後者の場合には、以前の議会が大臣の行為に積極的同意を与えているため、以前の議会の議決が現在の議会に対して持つ拘束力の程度に応じて、解答を異にする。

場合を分かつて考察すると

- (7) 法律案に対する議会の議決は、後の議會を拘束する。
- (4) 外国との条約に対する議会の議決も(7)と同様である。
- (5) 行政処分に対する議会の承認の拘束力の程度の決定は重要である。

行政処分は、一般に議会の承認を経ずに成立するが、疑義の存する場合、若しくは重要な場合に大臣が議会の承認を要請することがあり、かかる議会の承認の法的性質が問題となる。

客観的には、憲法上の手続を経た議決のみが法的効力を有し、議会の承認は違憲行為の免責事由たりえない。主観的には、議会の承認は当該行為を弾劾の対象とせずとする確約を意味し、議會はその任期中、弾劾を提起しえない。

以上の考察より、構成員を異にする議會は弾劾権の行使を妨げられない。

第四款 君主の退位を招く君主の行為

一般的に君主の違憲行為に対する責任は機関に課され、君主には及ばないが、君主の重大な違憲行為は君主の退位を招き、かかる場合に君主の不可侵性は考慮されないが故に、大臣責任は生じないと考えられている。

しかし、この見解は不当である。

第一に、君主の退位は、在位要件の欠缺の帰結としてのみ生じ、違憲行為による刑罰としての退位は不当である。

第二に、違憲行為を理由とする大臣に対する科罰は、君主の不可侵性という擬制によって正当化されるのではなく、大臣は自らの違憲行為について処罰されるのである。したがって、例外的に、君主の責任問題が生じる場合といえども、大臣の責任の軽重は通常の場合と同様に決定される。

以上の事より、君主が退位を余儀なくせしめられる違憲行為を為した場合、その下に存する大臣は、君主の退位によっても自己の責任及び刑罰を免れることはできない。

第三章 訴追機関

第一節 弾劾権の限定の必要性

市民は、国事裁判所において大臣を弾劾しえない。弾劾権を広く許容することにより濫訴の弊が生じ、次の如き弊害が生じる。

- 一、審理に要する時間的浪費により、大臣の本来の職務が維持しえなくなる。
- 二、その結果、精神的かつ実質的に政府の活動力が損なわれる。精神的には政府に対する信頼が低下し、実質的には必要な

職務の執行が遅延する。

三、国事裁判所の裁判官の負担が増大する。

四、国事裁判所が日常的に些細な事件に関与している事により、弾劾制度自体が有する社会的信頼が低下する。

しかし、かかる弊害を回避する場合、次のことが指摘されねばならない。

即ち、第一に、国事裁判件数の減少を目指す余り、違憲行為を行なった大臣に然るべき刑罰を科す権限が損われてはならない。

第二に、弾劾提起の可否の決定に際して、弾劾の実質的意義に考慮を払うことである。

単なる数の減少は、違憲行為自体によってもたらされる以上の弊害を生じさせる場合があるからである。

適切な弾劾を提起しうるために、弾劾機関は、知性、尊厳、意思力を備えていなければならない。重要な憲法違反を認識するために知性が、憲法擁護のための弾劾制度が私的感情によって濫用されないために尊厳が、困難な場合に直面して最後まで弾劾を貫徹するために意思力が、必要とされる。

第二節 訴追機関

第一款 特別な監察官制度

弾劾権者を限定するために、第一に想起される制度は、特別に監察官を任命する制度である。監察官は、政府の行為を監視し、その合憲性を審査し、疑義の存する場合は、国事裁判所に弾劾を提起する。その職務を正当に行使しうるために、監察官は公文書を請求し、大臣に対して事実関係の説明を求めることができる。監察官は、憲法上の特別な保護の下に置かれ、その選任は議會若しくは国民によって行なわれる。

監察官制度は次の如き利点を有する。

- (イ) 議員の如き他の職を兼ねる場合に比べて当該職務に適した有能な人材が求められやすい。
- (ロ) 当該職務を迅速かつ確実に履行することが期待される。
- (ハ) 議會に弾劾権が帰属しないため、議會と政府の友好的関係が維持される。

しかし、監察官制度はかかる利点以上に多くの欠陥を有しているため、直ちには採用しがたい。

その理由は次の通りである。

- (ニ) 監察官の数の決定の困難性。少数制あるいは独任制は、安定性、能力を欠き、それ以上に買収等による政府の不当な手段

によって干渉される可能性が大きい。又、多数の能力ある監察官を求めることも困難である。

(イ) 全ての政府行為が二重に統制されることによって、時間的浪費が生じる。政府と議會の間で論議された事項が、再び監察官によって審理されることによって生じる不利益は明瞭である。

(ウ) 議會の地位、更に立憲制度自体が重要な変更を被る。議會は、憲法を擁護し、国民の権利保護の任務を有するが、そのために必要な行政監督権、及び必要な場合に適切な措置を講ずる権限を有しない場合、議會はその任を十分に履行しえない。それ故、議會からかかる権限を剝奪することは妥当ではない。

更に議會と監察官の両者に弾劾権を与える制度も妥当ではない。両者が意見を異にする場合、両者の対立及びそれに伴う弊害が生じる。大臣は両者の承認を得られない場合、安定した行政を執行しえない。市民は、議會の地位の低下及び両者による行政統制の結果として生じる行政の脆弱化によって、重大な不利益を被る。

第二款 議會

第一款に於ける考察によって、弾劾権は専ら議會に与えらるべきである。以下に、議會に弾劾権を与える場合に生じる問題

点を検討する。

一、弾劾権は総体としての議會に与えらるべきか、あるいは議院のいずれかに与えらるべきか。

上院は、その構成からして貴族の利害に特別な関心を有しているため、上院にのみ弾劾権を与える制度は、非合目的である。

階級的利害に基づく国民の疑惑は、弾劾制度に対する国民の信頼及び秩序の保障を低下せしめる。実際、多くの国家に於いて、かかる制度は採用されていない。

両院一致の議決に基づき、弾劾が提起される制度についても、上院の有するかかる欠陥の故に適切ではない。上院による弾劾の阻止は、時に激情に基づく下院のみによる弾劾より大きな弊害をもたらす。

しかし、以上の事より、下院にのみ弾劾権が与えらるべきであるとする結論も適切ではない。

その理由として、第一に、上院にも、下院より適切に弾劾権を行使する可能性が存すること

第二に、下院は、大臣弾劾に不適当であるとすることは、国民代表機関を不当に軽視する帰結を招来すること

第三に、下院にのみ弾劾権を与える場合、内閣は下院と提携して、憲法上の中庸的要素たる上院を否定する如き行為を敢え

て行うことが懸念されること、である。

それ故、両院はそれぞれ独自に弾劾権を行使しうることが妥当である。

二、議院は、他の重要な案件の場合と同様に、弾劾の議決に特別多数を必要とするか。

不必要な弾劾は、政治制度及び政府と市民の正当な関係を損うが故に回避されねばならない。しかし、特別多数を必要とし、少数にキャスティングボートを与える制度は、党派的抗争をもたらし、大臣弾劾の提起を困難にする。弾劾提起自体は、裁判審理の端初にすぎず、不適切な弾劾は審理過程に於いて回避されうるが故に、大臣弾劾は通常の案件と同様の手続で決定される。

三、議会の休会及び解散は大臣弾劾の審理に如何なる影響を及ぼすか。

一般的に、休会は議事を一時的に中断し、再開の場合に、直ちに審議が継続されるが、大臣弾劾に際して、かかる原則の適用を妨げる理由は存しない。したがって、大臣弾劾の提起の効果は、休会によって如何なる影響も被らない。又、国事裁判所は、議会の休会中、議會の特段の措置を必要とする場合を除いて、休会によってその審理を妨げられない。

下院の解散の場合は、休会の場合と異なり議員の構成を異に

するため、国事裁判に対して次のような重要な効果をもたらす。

第一に、国事裁判は訴追機関なくして存し得ないが故に、解散によって、国事裁判所に継続中の案件の審理は終了する。

第二に、解散後の新たな議會が同一の訴えを提起する場合、審理は解散時点からか、あるいは全く新たに行なわれるべきかが問題となる。

政府は、継続中の弾劾手続を阻止するために解散を行うことがあるが故に、審理は解散時点の継続として為されるべきであるが、継続中の案件は解散によって効力を失う、とする会期不継続の原則には違反しえず、解散後の審理は新たに行なわれねばならない。不当な解散による下院の憲法上の弾劾権の妨害には、下院はかかる解散に副署した大臣に対する弾劾権の行使で対抗しうる。

この問題は、イギリスに於いても争われ一七九一年、ヘスティング卿に対する弾劾の際、国事裁判は解散によって中断されないと決定された（参照、佐藤立夫「新版・弾劾制度の研究」五一頁）。その根拠は、裁判活動と立法活動とは厳然と識別されねばならない、ということにあった。

四、国政の連続性を維持するため、議會の委員会制度を有する国に於いて、弾劾権はこの議會の委員会にも帰属すべきか。

議会の委員会に弾劾権を与える場合、審理自体はかかる議会の委員会ではなく、正式な裁判機関によってなされるが故に、憲法違反に対して迅速な救済が実現されるが、この制度は、以下の観点から妥当ではない。

第一に、少数の合議体は、より容易に誤った決定に至るのと、

第二に、政府との対抗的關係を招く大臣弾劾の如き重要な政治問題の決定は、議会の委員会ではなく、完全な合議体たる議院に委ねらるべきであるという理由に基づく。

第三節 訴追機関の弾劾権の行使

若干の憲法は、訴追機関によって議決された弾劾事件が、裁判機関で審理されるために、国家元首を経由せねばならないと定めている。かかる国家元首の関与には、形式的権限を有する場合と、実質的権限を有する場合とが存する。

前者の場合、明らかに非合目的々である。

第一に、大臣弾劾に君主を関与せしめることは妥当ではない。

第二に、君主と大臣の關係が複雑になる。

君主が弾劾手続に関与していない場合には、無罪判決を受けた大臣を容易に従来の職に据えることができるが、君主が弾劾

手続に関与している場合には、従来の關係の維持が困難になる。

第三に、審理が不当に遅延せしめられる。

君主に弾劾の可否についての実質的権限が帰属する場合、大臣弾劾制度自体の目的が否定される。

第一に、憲法擁護の可否が君主の意思に依存せしめられる。

第二に、憲法違反に対する裁判所の救済が望みがたいものとなる。

以上の観点より、君主は弾劾手続に関与すべきではなく、訴追機関は独自にその権限を行使することが可能でなければならぬ。

第四節 訴追機関の弾劾権の不行使

訴追機関は、必要な場合にその権限を行使せねばならないが、その行使は、いかなる場合でも執行されねばならない法的義務ではなく、より高次の要請によりその抑制が命じられることがある政治的かつ道徳的義務である。大臣弾劾は自己目的ではなく、単なる手段であるとの認識が必要である。

弾劾権の不行使には、弾劾権の完全な放棄と、審理段階にある弾劾の撤回の場合とが存する。

前者の場合、更に訴追機関が正式の議決により弾劾権を放棄

する場合、及び黙示的に放棄する場合とが存する。

単なる政治的理由による不訴追の正式の議決は、違法行為を合法へと転化し、違法行為の再発を誘発する危険を招き、かかる帰結を回避するため、この不訴追の議決には、当該行為の違法性が宣言されねばならない。正式な不訴追の議決は後の議會を拘束するか否かという問題が生じる。第二章第二節第三款で考察した如く、法的観点によれば後の議會は、以前の議會の議決に拘束されない。更に、上述した如く、同一会期に於いて、大臣が特定の行為を行う以前に議會の承認を得た場合には、大臣は訴追されない正式の權利を取得しているが、この場合には、議會の一方的な不訴追の宣言により大臣はその種の如何なる權利も取得しえず、不訴追を議決した議會は、再び弾劾を提起しうる。但し、実際には一事不再理の原則が、かかる弾劾の提起を不可能にする。

正式の議決のみが法的効力を有するが故に弾劾権の黙示的放棄は認められない。但し、憲法及びその施行法令が出訴期間を定めている場合には、この限りではない。

国事裁判の原則によれば、訴追機關は、その訴追により惹起された手続を、終局判決以前の任意の時点で撤回せしめうる。しかし、この原則の理論的正当性は疑問である。

民事事件に於いては、原告なくして裁判はありえない。刑事

事件の場合には事情は異なり、犯罪者に対する科罰に対しては、訴追機關のみならず、社会全体が利益を有する。それ故、かかる原則が明示的に立法化されていない場合、規範化されない。大臣弾劾の場合には、社会全体の公益が存するが、訴追の撤回を必要とする高度の政治的必要性が生じる場合がある。更に、審理過程に於いて、議會の構成が異なり、大臣弾劾に反対である場合にまで、審理を継続することは妥当ではない。国事裁判の場合、国家元首は手続の撤回及び恩赦を為しえないが故に、訴追機關に手続の撤回の権限を与える以外に方途は存しないであろう。

この場合に、以下の原則が維持されねばならない。

一、弾劾の撤回の議決は、正式に国事裁判所に告知されねばならない。黙示的な撤回は、被弾劾者に不当であるのみならず、裁判所及び議會の威信に対しても妥当でない。

二、弾劾の撤回により、再び弾劾を提起することは許されない。それが訴追機關の過失による場合でも、事情は異ならない。

三、弾劾の撤回により、被弾劾者に対する全ての不利益は消滅する。議會は、全ての訴訟費用を負担する。

被弾劾者は、無罪判決を得るために、終局判決を要求しうるか。

これには、以下の問題点が存する。

第一に、弾劾の撤回を認める意義が失われること、

第二に、被弾劾者は、費用裁判により総ての損害を回復しうること、

第三に、議會は審理の継続の不当性を確信したにもかかわらず、審理を継続しなければならないという矛盾が生じること、である。

第四章 裁判機関

第一節 裁判機関の一般的要件

大臣の弾劾裁判を公正かつ効果的に運営するため、有能な裁判官が選任されるよう、裁判機関の態様を決定することが課題となる。これを決定するためには、次の七点が重要である。

一、裁判官の立場の公平・中立性。

この要件は、総ての裁判に課せられるべきものであるが、大臣の弾劾事件は重大かつ国民の激昂を招くことがあるため、この場合特に不可欠である。しかし、この要件は、完全には充たされない。裁判官が係属中の事件に何ら個人的関係を有しない、という要件は、当該事件に直接に関係のある裁判官（共犯者、被害者、被訴追者と親しい者等）を除外することによりあ

る程度充たされるが、除外されない裁判官にも、国家公民の一員としての個人的利害が残るからである。裁判官が高職にあればある程、この個人的利害は大きい。この欠陥を是正するため、次の二点が要求される。

(7) 裁判官は、政党活動に関与してはならない。

(イ) 裁判所によって弾劾事件の審理が開始された場合、新たに裁判官を加えてはならない。裁判官の退職等の理由で、新たに裁判官を加えることが必要な場合でも、新たに加えられた裁判官は、就任前に係属していた事件の審理から排除される。法律がこれにつき明文の規定を欠く場合にも、この原則は遵守される。

二、裁判所の独立性。

裁判所の独立性を確保するためには、裁判官が、不当に解任されず、高位でかつ不可侵の地位を有し、個々の事件で不当に除外されないことが必要である。

シャルル一〇世の閣僚に対する弾劾裁判の開始以前に、ヴィレール (Vilele) 内閣によって任命された貴族が、大量に貴族院から除斥されたことについて、ペロネは、これを貴族院の自律権に対する侵害であるとして批判する (Peyronnet, Questions de juridiction parlementaire, S. 21)。^{〔佐藤立夫・前掲書二八七乃至九頁参照〕}

三、裁判官が買収行為に應じないこと。

買収は、これを政府によるものと人民によるものとに大別するが、それを阻止するためには、裁判官が不当に解任されないことを規定し、弾劾事件の審理と票決の手続を定めておくことで充分ではなく、裁判官に対して、高位の社会的地位と充分な財産を保障することが必要である。

ロテック (Rotteck) は、買収の可能性を除去するために、常任の裁判官制度の代わりに、個々の事件ごとに任命される裁判官制度を主張した (Vortrag in der ersten badischen Kammer, Verh. 1822, Bd. 1, S. 354)。この根拠は、常任の裁判官の場合には、個々の事件ごとに任命される裁判官の場合に比べて、事前に買収が行なわれ易い、という点にあったが、後者の場合には、権限の濫用の危険性が極めて高いことに注意する必要がある。

四、裁判官が、事実認定及び法律判断に必要な見識を具えていること。

法律判断に必要な見識は、弾劾事件の審理と判決に必要な法律の知識、並びに公法及び刑法に関する学識を意味するが、代議制国家においては、総ての事件、殊に政府の行為を法的に把握することが普及しているため、一般教養で足りる。事実認定に見識が必要とされるのは、事実認定が判決に対して特に重要

な意味を持つ場合である。例えば、被告の行為が、違憲ではあるが、国務上不可欠なものであった場合には、外政及び内政上の危険等を考慮せねばならない。かかる見識の点で、抽選若しくは人民投票によって裁判官を選任する制度は、妥当でない。

五、裁判機関が、弾劾事件によって引き起こされる国民の激昂を鎮めるべく、国家機構の中で確固たる地位を保障されること。

これには、裁判官の社会的地位が高く、裁判官が多数であることが必要である。前者に関しては、裁判機関が、日常的な国務の執行を命ぜられていないことが要求される。後者は、同時に、裁判機関の独立性の要件 (前述二の要件) 及び裁判官の見識の要件 (前述四の要件) の充足にも寄与する。

六、迅速な裁判。

迅速な裁判は、違憲行為の統廃を防止し、国民の激昂を早期に鎮めることができ、かつ買収に必要な時間を与えない。

七、裁判機関が、弾劾裁判以外の点で、国家若しくは個人に対して、不利益 (副次的不利益) をもたらさないこと。

副次的不利益とは、特定機関が、弾劾裁判を行なうことにより、通常の職務の執行に支障をきたし、国家制度を混乱に導くが如し。

第二節 裁判制度の個別的検討

第一款 通常裁判所

一 陪審を欠いた通常裁判所

通常裁判所、就中最高裁判所を大臣弾劾の裁判機関とする制度が支持される根拠は、次の通りである。

- (7) 裁判官が、充分な法律上の知識を有すること。
- (8) 通常裁判所は、国家元首及びその機関からの独立性を保障され、官房司法 (Kabinettsjustiz) が行なわれないこと。
- (9) 国家機構の単純性が実現され、何人も故なくして通常裁判所において裁判を受ける権利を奪われない、という憲法原則が維持されること。

確かに、大臣を被告とする民事訴訟及び大臣の普通犯罪に係わる刑事訴訟は、通常裁判所の管轄権に服し、通常裁判所は、君主の財産行政に関する民事裁判をも審理するため、同裁判所が大臣弾劾の裁判権をも有すると見做されがちであるが、ここで、本章第一節で述べた各要件に照らして、通常裁判所が大臣弾劾の裁判機関として妥当か否かを決定する必要がある。

一、通常裁判所は、——裁判官の国家公民の一員としての弾劾への利害関係を除けば——職務上、政治活動及び政府の行為への関与から隔離されており、裁判官の公平・中立性は充分に保

障される。裁判所は、広義における政府の一部を構成し、政府に有利な判決を下す危険性がある、という危惧が生ずるが、経験上、裁判所と行政府との間には、この危険性を除去するに足る對抗関係が存在する。

二、通常裁判所は、大臣弾劾にあっても、独立性を確保しうる。係属中の事件の審理と判決に対する政府の干渉は、司法権の独立の原則によって禁ぜられる。

これに対して、激昂に基づく人民による不当な干渉に対しては、確かに裁判所の独立性は保障されないが、これをもって、通常裁判所が裁判機関として不適格である、としてはならない。

一つには、この大衆の激昂に基づく干渉は、通常裁判所以外の機関を大臣弾劾の裁判機関とした場合にも起こりうるからである。例えば、チャールズ一世の閣僚に対する弾劾裁判の際のイギリス議會、及びルイー六世の弾劾におけるフランス國民議會にあっては、この種の干渉が行なわれた。

二つには、通常裁判所裁判官は、判決直後の身の危険を避けさえすれば、その地位からみて、他の機関を裁判機関とした場合の裁判官より、人民の激昂を恐れる必要が少ないからである。この点で、裁判官が、終身裁判官として任命されず、任期を限って人民若しくはその代表者によって選任される場合に

は、裁判官は、弾劾事件を審理するに適任とはいえない。

三、通常裁判所裁判官には、買収に応じる可能性がある。

政府による買収の手段には、栄典の授与、公職就任に係わる優遇措置、近親者に対する特典の賦与等がある。これらの買収行為を阻止するために、裁判官が給与を受けて官職を兼ねることを禁止しても（例えばベルギー憲法一〇三条）、買収行為の総てを阻止しえず、裁判官が政府の買収に応ずるか否かによって昇任を左右されないようにするため、政府以外の機関に裁判官の任命権を与える、という制度も妥当ではない。裁判所に任命権を与えた場合には、閥閥主義（Nepotismus）と裁判所内部の不和とを招き、議会に任命権を与えた場合には（例えば、アメリカ合衆国の多くの州、ベルギー）、党派の利害によって裁判官が任命され、大臣弾劾において、訴追機関と裁判機関の同質性が生ずるからである。加えて、最高裁判所裁判官の数は少なく、かつその社会的地位は、政府による買収に応じない程高いものではない。

通常裁判所裁判官の社会的地位からみて、人民による買収も行なわれ易く、議会に対して裁判官の任命権を与える制度の下では、政党による買収が行なわれ易い。

四、通常裁判所裁判官に、大臣弾劾の裁判に必要な見識が充分具わっているか否か、に関する否定論の根拠は、次の点にあ

る。つまり、裁判官は、法律問題及び事実問題の判断に必要な知識を充分有するが、弾劾の政治的側面に関する見識に欠けるため、第一に、内政及び外政上の國務の原則、慣習及び形式を知らず、第二に、実定法律の文言を盲従的に適用する、という点である。

しかし、この二つの否定論の根拠は、正当ではない。前者については、特定の法律違反若しくは憲法違反のみを弾劾事由とする国において、大臣が不能（Unmöglichkeit）を申し立てた場合にのみ、政治的判断が必要となるにすぎないからである。これ以上に広く政治的責任をも問うという弾劾制度の国においても、裁判官は国家学の一般的知識を有し、特殊な政治的問題も、審理の過程で訴追者と被訴追者との間で論議されるため、裁判官は、政治的判断を誤ることはない。

後者については、特定の法律違反若しくは憲法違反のみが争われる場合、この裁判官の態度が妥当であり、大臣の政治的責任が問われる場合、裁判官が法規の適用を差し控えることが期待される、と反論しうる。

五、迅速な裁判という要件は、完全に充たされる。通常裁判所は常設機関であり、弾劾事件の受理と審理が迅速に行なわれる。大臣弾劾以外の通常の事案を大量に審理する必要から、弾劾裁判の遅延が生ずる、という反論に対しては、弾劾裁判が通

常の事案の審理に優先することを指摘しうる。

六、通常裁判所は、原告及び被告に畏敬の念を生じさせ、弾劾によって引き起こされる国民の激昂を鎮める様な確固たる地位を保障されていない。これは、一つには、通常裁判所が常設機関であるからであり、二つには、最高裁判所とても、他の国家機関に比べて特別高い地位にある訳ではないからである。最高裁判所裁判官の数が少ない小国家において、特にそうである。

七、大臣弾劾の裁判権が通常裁判所に属する場合、——弾劾裁判の質の問題とは別に——個人及び国家に対して副次的不利益が生ずる。

個人に対する不利益としては、第一に、自己の提起した民事訴訟、或いは自己が起訴を受けた刑事訴訟が、弾劾裁判の優先により遅延せしめられる、という点が挙げられる。第二に、最高裁判所裁判官に国事裁判所裁判官としての要件、つまり裁判官の政治的志向が要求され、個人が関係する民事訴訟及び刑事訴訟の判決に、この裁判官の政治的志向が波及する。

国家に対する不利益とは、政治から隔離された通常裁判所が政治化し、公共の安寧秩序が損なわれる、という点である。

以上考察した如く、通常裁判所を大臣弾劾の裁判機関とする制度は、裁判官の公平・中立性、裁判所の独立性、裁判に必要な見識、及び迅速な裁判という利点と同時に、収賄の可能性、

確固たる地位の欠如、及び副次的不利益という欠点をも有し、通常裁判所が裁判機関として妥当か否かを決定することは困難である。加えて、この制度を採用してきた国は多い——アメリカ合衆国のロード・アイランド、ベルモント、ニュー・ジャージー、メリーランド、バージニア及びノース・カロライナの各州、並びに、ポーランド一七九一年憲法七乃至八条、イタリア一八〇二年憲法一〇九条、オランダ一八一五年憲法一七五条、スペイン一八一二年憲法二六一条、ポルトガル一八二二年憲法一八一条一項、バイエルン、ハノーヴァー、ヴァイマル、ザクセン・マイニンゲン等の諸国——が実際に審理された弾劾事件の数が少ない——欧州では、クルヘッセンの大臣ハッセンプフルーク(Hassenpflug)に対する三回の裁判〔佐藤立夫・前掲書二五六頁参照〕のみ——ため、この制度の適否に関する経験則を導き出せない。

二 陪審を加えた通常裁判所

陪審を加えた通常裁判所を大臣弾劾の裁判機関とする制度——この制度は、欧州では採用されることがなく、通常裁判所を裁判機関とするアメリカ合衆国の六州(本款一参照)のうち、陪審が裁判に参加するのは、バージニアのみ——は、陪審を欠いた通常裁判所とは異なった要素を含み、これを独自に考察する必要がある。

陪審法廷の場合、陪審員の立場の公平・中立性及び迅速な評決という要件は充分充たされるが、不法な圧力からの独立性は部分的に保障されるに留まり、他の要件（本章第一節参照）は殆んど充たされない。これを敷衍すれば、次の通りである。

一、陪審法廷は、第一に、政党活動から隔離された通常裁判所の一構成要素にすぎず、第二に、個々の大臣弾劾ごとに新たに組織されるため、過去の弾劾事件の判決に拘束される必要がなく、陪審員の公平・中立性は確保される。

陪審法廷自体としては係属中の弾劾事件に関与していないが、特定の陪審員がそれに関与した、という場合には、原告若しくは被告が、当該陪審員に対して忌避権を行使することができさる。

二、迅速な評決が保障されるのは、陪審法廷の構成が迅速に行なわれ、陪審法廷は大臣弾劾の評議のみをその職務とし、評議は口頭でなされ、評議終結後、数時間以内に評決が行なわれるからである。

三、陪審法廷に対して、不法な圧力が加えられ易い。

政府による不法な命令に対しては、司法権の独立の原則により、陪審法廷の独立性も一応保障されるが、陪審員の地位は無給でかつ多くの犠牲を伴うために、陪審員にとって地位の剝奪による不利益は小さく、従って、政府が、陪審員に対して、陪

審員の地位を剝奪せずに、陪審員の本来の職業及び生計に対して不利益を課す場合、この圧力が功を奏し易い。

陪審員は、裁判の終結後、直ちに市民としての地位に戻り、自己の帰属する社会から財産、職業等への不利益を受ける危険性を認識しているため、人民による圧力に屈しやすしい。

人民若しくは政党が陪審員に対して圧力を加えた事例は、第一革命以降の動乱期におけるフランスの裁判史上明らかである。例えば、一八一五年、超王党派の殺人犯が陪審員によって無罪とされ、一八三〇年以降、共和黨員は、その指導者を無罪とするため、陪審員を脅迫した。イギリス、特にアイランド史上も、同種の事例が多い。

四、陪審員に対する買収行為については、通常裁判所裁判官について指摘したことが妥当するが、次の理由により、買収の可能性が更に高まる。

(イ) 陪審法廷の評決には、陪審員の全員一致若しくは絶対多数の賛成が必要とされるため、有罪の評決を阻止するためには、一名若しくは少数の陪審員を買収することで足りる。

(ロ) 陪審員は、陪審員名簿から抽選で選任されるため、通常裁判所裁判官に比べて買収され易い人物が選任される可能性もある。

五、陪審員は、弾劾事件の事実認定及び法律判断に必要な見識

に欠ける。無能な陪審員に対して忌避権を行使した場合、それに代わる陪審員は抽選により選任されるため、より有能な陪審員が選任される保障はなく、陪審員が道徳的確信のみに基づいて判断するときは、正しい決定よりも誤った決定に至る可能性が高い。

六、陪審法廷は、弾劾事件によって引き起こされる人民の激昂を鎮めるに足る確固たる地位に欠け、陪審員は少数であるため、陪審法廷の地位は更に低下する。

七、副次的不利益については、通常裁判所について指摘したことが、そのまま妥当する。

以上の点で、陪審を加えた通常裁判所は、陪審を欠いた通常裁判所の欠陥に加えて、一連の固有の欠陥を有するため、大臣弾劾の裁判機関として妥当でない。

第二款 上院 (Oberhaus)

一 貴族院 (Pairskammer)

上院 (Oberhaus) を大臣弾劾の裁判機関とする制度は、先ずイギリスで採用され、アメリカ合衆国 (連邦憲法 一条三節六、七項及び一六州——ニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、コネチカット、ペンシルヴェニア、デラウェア、サウス・カロライナ、ジョージア、ルイジアナ、ケンタッキー、オハイオ、

テネシー、ミシシッピ、インディアナ、イリノイ、アラバマ及びメイン)、フランス (一八一四年憲法五五條、一八一五年追加憲法五五條及び一八三〇年憲法四七條) 及びポーランド (一八一五年憲法一一六、一五二條) がイギリスの制度に倣っている。しかしこれらの国によるイギリスの制度の模倣は、次の二点で妥当でない。

第一に、イギリスの貴族院 (Pairskammer) は、君主制を基盤としており、民主制国家の公選制上院 (Wahlsena) とは性格及び権限を異にする。

(ア) イギリスの貴族院は、他の諸国の公選制上院と同様、政府をコントロールし、法律及び租税の同意権を有するが、更に、貴族 (同輩) 裁判権、民事事件の上訴管轄権、並びに大臣に限定されない総ての頭官の弾劾裁判権を有する。従って、イギリスの場合、貴族院が大臣弾劾の裁判権をも有するのは、制度の本質上必然的なことであるのに対し、他の諸国の場合、公選制上院に大臣弾劾の裁判権を与える必然性がない。

(イ) イギリスの貴族院が世襲貴族から構成されるのに対し、他の諸国の公選制上院は、任期を限って選出される議員により構成される。

第二に、次に示す如く、議会の一院たる貴族院を大臣弾劾の裁判機関とする制度自体に欠陥があるからである。

君主制に固有のイギリス型貴族院に大臣弾劾の裁判権を与える制度を、前述（本章第一節参照）の各要件に照らして検討する。

一、政治的・党派的利害によって運営され、直接・間接に国務に關与する貴族院は、裁判官の公平・中立性という要件を充たしえない。この欠陥は、貴族院の均衡と調和を重んずる性格によつて是正されるとする説もあるが、経験上は、貴族院の党派性と不安定の方が顯著である。

二、貴族院は、次の点で、裁判機關としての独立性に欠ける。

(7) 貴族院議員の定数増の権限が君主若しくは政府に与えられている場合、君主若しくは政府は、判決に対し直接に影響力を行使することができる。

(i) 一時に多数の自派議員を任命し、反対勢力を抑える、という(7)の措置 (Paischub) を講せず、これを威嚇として用いることが考えられる。

議員定数を変更することができない国については(7)及び(i)は妥当しないが、その種の国は少数である (ヴェルテムベルク、バーデン及びヘッセンダルムシュタットののみ)。

三、議会の休会により判決の遅延が生ずる、という欠陥 (これを指摘するのはブッドイスである。Buddens, Die Minister-Verantwortlichkeit, S. 72) は、議会休会中の裁判の継続に關

する規定を設けることでは正が可能であるため、重要でない。四、下院が訴追した弾劾事件を貴族院が裁判することにより、次の様な副次的不利益が生ずる。

(7) 下院と貴族院の間の正常な對抗關係及び協調關係が妨げられ、国務の執行に障害が生ずる。大臣弾劾におけるかような機能配分は、両院間に強度の緊張關係を生み、下院は、貴族院の下位に置かれたと感ずるからである。

(i) 訴追機關としての下院は世論を重視するが、貴族院は裁判のみをその職務とするため、世論に注意を払わない。

五、貴族院議員は、買収に応じない。貴族院議員は、多数で、社会的地位が高く、かつ財産的にも豊かであるため、政府による買収は功を奏せず、その地位が世襲若しくは終身であるため、人民による買収も行なわれない。

六、貴族院議員は、裁判に必要な見識を充分具えている。

貴族院議員は、国務に關与し、頭職を経た者が多く、かつ職務上正確な情報入手しうするため、事実認定を誤らない。

議員の一定数は、法律判断に必要な知識を具えており、裁判の過程で、原告及び被告弁護人により法律上の争点が明確にされ、かつ大臣弾劾で通常問題となる公法に關しては、議員は充分な知識を有しているため、議員は、法律判断を誤ることもない。

七、貴族院は、議員数、議員の社会的地位及び議会の一院としての重要性の点で、人民の激昂を鎮めるに足る確固たる地位を保障される。

五乃至七の点が、貴族院を大臣弾劾の裁判機関とする制度の根拠であり、この制度を支持する学説(例えば Montesquieu, *Esp. des loix*, liv. II, ch. 6; De Lolme, *Const. of England* B. I, ch. 8 [モンテスキューについては佐藤立夫・前掲書四七五頁参照])の論拠であるが、この制度は、一乃至四の欠陥を有し、就中、弾劾裁判に不可欠な公平・中立性及び独立性に欠けるため、妥当でなう(同旨 Palay, *Moral Philosophy*, B. 6, §8; Arelin u. Rotteck, *Staatsrecht der konstit. Monarchie*, Bd. II, Abth. 2, S. 222)。

しかし、右の指摘にもかかわらず、この制度を支持する場合、次の二つの条件が必要となる。

(7) 法律の知識が豊富な裁判長を選任する。貴族院議長及び政府顯官は不適格であり、司法高官(例えば、合衆国大統領の弾劾裁判の際の最高裁判所長官)と貴族院議員中から選任される議員とが考えられるが、前者には、自ら弾劾の対象となる可能性があり、後者が適任である。

(4) 弾劾裁判手続の公開を原則とする。

二 公選制上院 (Wahlsenat)

公選制上院を大臣弾劾の裁判機関とする制度の場合、貴族院について指摘した欠陥がそのまま妥当し、更に固有の欠陥が指摘されるため、この制度は妥当でない。

一、公選制上院は、貴族院同様、一定の国務に関与するため(官吏の任命、条約の批准、恩赦等)、裁判官としての公平・中立性に欠ける。

第七代アメリカ合衆国大統領アンドリュー・ジャクソンが、連邦銀行からの国庫金の回収に関して弾劾訴追を受けた際、この点に関して以前から対立関係にあった上院が裁判を行なった例を想起せよ。

公選制上院は、政党により支配され、裁判の党派性が生ずる。

二、公選制上院の場合、貴族院とは異なり、政府による裁判への干渉(Parrschub)を受けないが、議員は、任期満了後市民としての地位に戻った際の不利益を避けるため、人民の激昂に基づく不当な干渉に譲歩し易い。弾劾裁判が、議員の任期満了の直前に行なわれる場合、特にそうである。

三、貴族院について指摘した副次的不利益(本款一参照)は、公選制上院の場合、同程度に生ずる。

四、公選制上院議員は、貴族院議員に比べて、政府及び人民による買収に応じやすい。

公選制上院議員の社会的地位は貴族院議員のそれほど高くなく、公選制上院議員定数は、貴族院議員定数より少ない（ベルギーでは八万人の人口に対して一名の議員―合計五〇名―、アメリカ合衆国では各州二名の議員で合計四八名）ため、政府の買収行為は容易に行なわれる。

人民による買収の手段には、議員に対して、辞職後の職業（Ehrenpost）への就任を約束すること、及び再選のための資金援助がある。

五、公選制上院は、人民の激昂を鎮めるに足る確固たる地位の点で、貴族院に劣る。

六、公選制上院議員は、貴族院議員同様、弾劾裁判に必要な見識を充分具えている。

この制度を支持するのは、Federalist; Eckenahl, Allgemeine Staatslehre, 1833, Bd. I, S. 181; Story, Commentaries, Bd. II, S. 216 であるが、異論も多く、特にアメリカに多く（例えば、Journal of the Convention, Supplement, S. 425, 437; Tucker, Blackstone's Comment, adopt. to America, App., S. 200, 335; American Museum, Bd. II, S. 549, Bd. III, S. 71）。

第三款 国事裁判所

一 総説

国事裁判所は、それを構成する裁判官の相違により、次の四種に分かたれる。

(ア) 政治的要素をもった裁判官を基礎とし、これに通常裁判官を加えた国事裁判所

(イ) 通常裁判官を基礎とし、これに政治的要素をもった裁判官を加えた国事裁判所

(ウ) 一名の裁判官からなる国事裁判所（単独裁判官制度）

(エ) 職業、経歴及び身分を問わず選任された市民からなる国事裁判所

これらの国事裁判所制度の個別的検討の結果は後述（本款二乃至五）の通りであるが、ここでは先ず、国事裁判所に課せられる一般的要件を左に示す。

一、国事裁判所裁判官は、個々の事件ごとに任命されるのではなく、任期を限って任命されるのではなく、終身裁判官として任命されねばならない。これは、裁判官の選任と判決が、その時々の政治状況や人民の激昂によって左右されないためである。この意味で、個々の事件ごとに陪審員が任命される制度の場合、陪審員名簿が長期にわたり変更を受けないこと、若しく

は、陪審員名簿に登録された者が、終身、名簿から抹消されないことが原則である。

二、異なった要素をもった裁判官によって国事裁判所が構成される場合、双方が、数の上で大差のない様に配慮されねばならない。

三、国事裁判所の公平・中立性を確保するため、国事裁判所裁判官の任命が、政府若しくは国民の専権とされてはならない。

二 政治的要素をもった裁判官を基礎とし、これに通常裁判官を加えた国事裁判所

大臣弾劾の政治的側面を重視し、かつ審理と量刑における法律の厳格な適用をも保障するこの国事裁判所制度は、次の諸国で採用されてきた。

フランス(一八〇四年元老院議決一〇四条)では、皇族、宮内官吏及び高官(六〇名の元老院議員及び二〇名の枢密顧問官)が、二〇名の破棄院判事と共同で裁判を行ない〔佐藤立夫・前掲書二八一頁参照〕、ニューヨーク州(一八二二年憲法)では、上院が最高裁判所裁判官と共同で国事裁判所を構成し、ノルウェー(一八一四年憲法二六条)では、第一院が最高裁判所と共同で弾劾裁判所を構成する。

次に、政治的要素をもった裁判官と通常裁判官を夫々誰とすべきか、が問題となる。

前者については、市民中から選任された者よりも、政治的要素をもった特定の国家機関の方が妥当である。政治的要素をもった裁判官を主たる構成要素として国事裁判所を形成することの意義は、既存の政治制度の維持にあるからである。これにより失なわれる裁判の公平・中立性は、通常裁判官を加えることによって是正される。枢密院等の政府官庁は、被告たる大臣と親密な関係にあるため適格性を欠き、貴族院若しくは公選制上院を政治的要素をもった裁判官に任じ、下院を訴追機関とする制度が合目的々である。この場合、前述の如く(本節第二款一及び二参照)貴族院が公選制上院よりも適任である。

通常裁判官としては、最高裁判所裁判官が妥当である。下級裁判所裁判官も、職務上政治活動から隔離されており、法律の知識も充分であるが、最高裁判所裁判官に比べて、経験の点で劣り、買収される可能性も高い。

従って、ここで、貴族院と最高裁判所によって構成される国事裁判所を検討すれば、結果は次の通りである。

一、最高裁判所が加えられることにより、貴族院の、公平・中立性の欠如及び非独立性という欠陥が是正され、他方、社会的地位の高い多数の貴族院議員が裁判を行なうことにより、最高裁判所の、収賄の可能性及び確固たる地位の欠如という欠陥が是正される。

二、貴族院議員が充分に具えている政治に関する知識と、最高裁判所裁判官が充分に具えている法律に関する知識の両者が、この制度の下で、補完的に機能する。

三、世論に対する無関心、貴族院と下院との間の過度の緊張関係という貴族院が裁判機関とされた場合の欠陥は、この制度の下でも是正されず、通常の職務の遂行に対する支障という最高裁判所が裁判機関とされた場合の欠陥も、是正されない。

三 通常裁判官を基礎とし、これに政治的要素をもった裁判官を加えた国事裁判所

この制度は、特定の憲法違反若しくは法律違反のみを弾劾事由とする弾劾制度の国で採用されてきた。

フランス（一七九一年憲法三編三章四節二三条及び一七九九年憲法七三条）では、破棄院が陪審員と共同で高等法院を構成し〔佐藤立夫・前掲書二七九、二八〇頁参照〕、ヴェルテムベルク及びザクセンでは、国事裁判所は、一名の裁判長と一二名の裁判官からなるが、裁判長と六名の裁判官は、国王によって、夫々上級裁判所の長及び上級裁判所裁判官の中から任命され、残余の裁判官は、議会により議員以外から任命され、うち二名は法律学者とされている。

次に、通常裁判官と政治的要素をもった裁判官を夫々誰とすべきか、が問題となる。

前者については、最高裁判所が妥当である。

後者については、貴族院を有する国家の場合、最高裁判所裁判官の数を超えない範囲で貴族院議員の中から選任された議員が妥当である。この一定数の議員の選任方法には、抽選と、議員の在職年数若しくは年齢による任命とがある。

貴族院を有しない国家の場合、公選制上院議員は上述（本節第二款二参照）の理由から妥当でなく、政府顧問も公平・中立性及び独立性の点で非合目的であり、陪審員若しくは選任された市民は、見識不足及び買収される可能性の点で、不資格である。残る方法は、政府と議会が共同で終身裁判官を選任する、というものであるが、このうち妥当なのは、両者によって夫々選ばれた選挙人が、共同で第三者を選任する、という方法である。但し、この方法によった場合も、裁判官の独立性は保障されず、収賄の可能性も除去されないうため、貴族院議員を政治的要素をもった裁判官とする制度に劣る。

そこで、最高裁判所に貴族院議員を加えた国事裁判所制度を検討すれば、結果は、貴族院に最高裁判所を加えた制度の検討結果とはほぼ同一であるが、更に次のことを指摘しうる。

一、前者は、後者に比べ、裁判所の公平・中立性をより確実に実現しうる。

二、前者の場合、裁判所の確固たる地位は低下する。

三、前者の場合、弾劾の政治的側面が後退し、法的側面が重視される。

四 単独裁判官 (Einzeln=Richter)

大臣弾劾の裁判権が、アラゴンでは主席裁判官 (Justicia mayor) に、ハンガリーでは副王 (Reichs-Palatius) に帰属する。

アラゴンでは、憲法を王権による侵害から擁護するため、主席裁判官に対して、勅令の合法性を審査し、訴えに基づいて国王の顯官を罷免し処罰する権限が与えられる。主席裁判官は、終身裁判官として、騎士階級の中から国王により任命される。

しかし、単独裁判官制度の場合、単独裁判官の任命権者を誰とするかにつき、困難な問題が生ずる。政府に任命権を与えた場合、大臣に対して有罪判決が下される可能性はなくなる。国民若しくは議會に任命権が与えられた場合、大臣の合法的行為及び不可欠な (notwendig) 行為もが犯罪と認定される可能性が生じ、これが君主の威信の低下を招く。政府と議會 (国民) の両者が共同で単独裁判官を選任する場合 (例えば一方が作成した名簿中から他方が任命する)、両者の意思の合致が困難である。

この点を度外視し、単独裁判官の任命が合目的に行なわれ

るとして、上述の各要件 (本章第一節参照) に照らして、この制度を検討する。

一、裁判に必要な見識、迅速な裁判、及び国民の激昂を鎮めるに足る確固たる地位という要件は充たされる。

二、単独裁判官が弾劾裁判以外の国務に関与しない場合、単独裁判官の公平・中立性は保障されるが、単独裁判官は顯職を経た者の中から選任されるため、就任前の政府、政党等との関係が問題となる。顯職を経ていない者は、見識等の点で単独裁判官として不適格である。

三、政府若しくは人民により裁判に対して不当な干渉が行なわれた場合、裁判官は、一名であるため、この圧力に対抗しがたしい。

四、単独裁判官は、社会的地位が高く、かつ終身裁判官として任命されるため、人民による買収は行なわれない。政府による買収は、裁判官が一名であるため容易である。

以上の点で、単独裁判官による大臣弾劾の裁判は裁判官の人格に左右される面が多く、この制度は妥当でない。

五 特定数の選任された市民からなる国事裁判所

スウェーデン (一八〇九年憲法一〇二条) では、国王により任命された文官及び武官が国事裁判所を構成し、ナッサウ (憲法二条二号) では、公爵により任命された委員からなる審査委

員会 (Untersuchungskommission) が裁判を行なう。

この制度は、裁判官たる市民の選任権者の相違により、次の三種に分かたれる。

- (ア) 政府が選任した市民からなる国事裁判所
- (イ) 国民若しくは議会が選任した市民からなる国事裁判所
- (ウ) 政府が国民若しくは議会と共同で選任した市民からなる国事裁判所

(ア)乃至(ウ)のうち、どの制度が妥当か。

(イ)は、裁判官の公平・中立性及び裁判所の独立性に欠ける。

(イ)の場合、議会が市民を選任する制度は、訴追機関たる議会が裁判官をも選任するという不都合を招く。国民が選挙によって特定数の市民を裁判官に選任する場合、人民の激昂、時間的及び金銭的犠牲が生じ、選出される市民が少数のため、選挙区が広くなり、選挙の執行に障害が生ずる。更に、立憲君主制に固有の政府と国民との対立が、一層激化する。(ウ)の場合、両者の共同型態を次の三種に分かつて検討する。

- (ア) 両者が裁判官の半数ずつを選任する制度
- (イ) 一方が作成した名簿中から、他方が裁判官全員を任命する制度
- (ウ) 双方から選ばれた市民が、共同で第三者を裁判官に選任する制度

(イ)の場合、名簿に一方の党派性が反映されるため、(イ)は妥当でない。(ア)の場合、裁判官の判断が完全に二つに分かれ、実力によって他派の一票を奪う事態が生ずる。(ウ)の場合、裁判官の公平・中立性が保障される。

従って、(ウ)の制度によって選任された裁判官たる市民からなる国事裁判所を次に検討する。

一、裁判官の公平・中立性、迅速な裁判及び裁判所の確固たる地位という要件は充たされ、副次的不利益も生じない。

二、選任権者が総て高度の見識を有する人物であるため、各種の見識豊かな裁判官が選任される。

三、社会的地位の高い市民が裁判官として選任されるという保障はなく、裁判官の収賄の可能性は除去されない。

第四款 結論

以上の考察から、大臣弾劾の裁判制度として妥当でない制度を列挙すれば次の通りである。

- (ア) 陪審を加えた通常裁判所
- (イ) 公選制上院
- (ウ) 通常裁判官を基礎とし、これに公選制上院議員若しくは政府顧問を加えた国事裁判所
- (エ) 単独裁判官

(d) 特定数の選任された市民からなる国事裁判所のうち、

- (i) 政府若しくは議會(國民)が裁判官全員を選任する制度
- (ii) 政府及び議會(國民)が半数ずつの裁判官を選任する制度

(iii) 政府及び議會(國民)の一方が作成した名簿中から、他方が裁判官全員を任命する制度

右の(7)乃至(4)以外の制度のうち、どの制度が大臣弾劾の裁判制度として妥当であるかについては、貴族院を有する国家と貴族院を有しない国家とで事情が異なる。

一、貴族院を有する国家の場合、次の諸制度のいずれもが可能である。

- (7) 陪審を欠いた最高裁判所
- (4) 貴族院
- (5) 貴族院に最高裁判所を加えた国事裁判所
- (4) 最高裁判所に貴族院議員を加えた国事裁判所
- (4) 政府及び議會(國民)によって選ばれた市民により選任された裁判官たる市民からなる国事裁判所

しかし、(7)は、弾劾ほど重要でない事件の裁判を通常の職務とし、(4)の場合、社会的地位の高い市民から国事裁判所が構成されるとは限らず、かつ各種の市民により合目的々な合議が行なわれるという保障がないため、(7)及び(4)は妥当でない。(4)の

場合、一部の貴族院議員が貴族院の持つ利点をどの程度保持するか、疑問である。(4)は、裁判官の公平・中立性及び法律の知識の点で充分でなく、(5)が妥当である。

二、貴族院を有せずして公選制上院を有する国家、若しくは一院制議會の国家の場合、次の諸制度のいずれもが可能である。

- (7) 陪審を欠いた通常(最高)裁判所
- (4) 通常(最高)裁判所に、政治的要素をもった裁判官を加えた国事裁判所
- (5) 政治的要素をもった裁判官に通常裁判官(最高裁判所)を加えた国事裁判所
- (4) 政府及び議會(國民)によって選ばれた市民により選任された裁判官たる市民からなる国事裁判所

しかし、(5)及び(4)は、選出された裁判官から構成されるため、裁判に際して内部的意思統一が容易でなく、裁判機関としての確固たる地位及び独立性を保障されず、妥当でない。(4)は、裁判に必要な見識及び裁判官の数の点で(7)に優るが、政治的要素をもった裁判官の持つ欠陥がこれらの利点を相殺し、更に通常(最高)裁判所自体の機能を低下させるため、(7)の制度が妥当である。

あとがき

本論は、ロバート・フォン・モールの「代議的君主制における大臣責任論——法律的・政治的及び歴史的研究——」(Robert von Mohl: Die Verantwortlichkeit der Minister in Ein-herrschaften mit Volksvertretung, rechtlich, politisch und geschichtlich entwickelt, 1837)の紹介である。

モールは、近代国家学史上法治国家の法律学的国家概念の父といわれ、一七九九年八月十七日ヴェルテムベルク公国のシュトゥットガルトに終身上院議員を父として生まれ、一八七五年に多彩にして波瀾な人生を終えている。

青年時代チュービンゲン、ハイデルベルク、ゲッチンゲン大学に学び、一八二四年チュービンゲン大学の員外教授となり、一八二七年から四六年まで同大学の正教授を勤め、一八四七年から一八六一年にかけてはハイデルベルク大学教授として学生の研究指導に当たった。その間、

- (1) アメリカ連邦法
- (2) ドイツ同盟における行政訴訟
- (3) ヴェルテンベルク国法論、一、二巻
- (4) 等族的憲法と代議的憲法との相違に関する研究
- (5) 代議的君主制における大臣責任論——法律的・政治的および

び歴史的研究——

(6) カール公と等族会議との紛争に対するフリードリッヒ大王の関与

(7) 国家科学の歴史と文献三巻

(8) 国法・国際法および政治第一、二、三巻

(9) ドイツ帝国議会選挙批判

(10) 国家科学大系

(11) 法治国家の原則よりみた警察学

(12) ドイツ帝国国法論——法律的および政治的研究

の名著を公刊している。このようにみてくると彼が近代国家学の創設者の一人と言われた所以が分かるであろう。

彼はまた学界のみならず政界においても縦横に活躍した。最初ヴェルテンベルクの下院議員となり、一八四八年にはフランクフルト国民議会において憲法起草委員会の委員として指導的役割を果たし、司法大臣に任ぜられている。一八五七年から七三年にかけてバーデンの上院議員、副議長、後に議長となり、最後に七十五才の高齢にもかかわらずドイツ帝国議会議員として晩年を飾った。

本書は第一巻・理論的研究、第二巻・歴史的研究から成り、第二巻ではイギリス、フランス、ドイツ、ノルウェーの大臣責任制に関する弾劾事件を取り扱っている。本論は、第一巻・第

一章被弾劾者、第二章事犯、第三章訴追機関の梗概を妹尾雅夫君、第四章裁判機関を池村好道君が紹介し、全体を私が検討したものである。第五章手続、第六章判決は次の機会に紹介したいと思う。

(佐藤立夫)

「附記」本研究は昭和五十六年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。